## 雇用保険加入・雇用保険料等納入証明について

労働保険料等納入証明は岡山労働局労働保険徴収室への郵送により受付しています。 なお、納入証明を至急必要とされる場合に限り、来局による依頼をお受けしているとのこ とですが、事前に下記のお問合せ先(岡山労働局)までご連絡をお願いします。

- 1 納入証明願を提出する際に必要なもの
  - ① 雇用保険加入・保険料等納付証明願(労働局提出用と事業所交付用の最低<u>2部</u>が必要です。)
  - ② 切手を貼った返信用封筒 (下記の留意事項を参照してください。)
  - ③ 領収証書の写し(10日以内に納付された場合のみ)
- 2 留意事項

事業所以外(社会保険労務士事務所等)へ返信を希望される場合は、事業主からの委任状が必要です。

3 手数料

証明にかかる手数料は無料です。

4 証明願提出先・証明に関するお問合せ先

 $\mp 700 - 8611$ 

岡山市北区下石井 1 - 4 - 1 岡山第二合同庁舎 1 階 岡山労働局 総務部 労働保険徴収室 徴収第 1 係 TEL (086) 225-2012

総社市競争入札参加資格審査申請全般に関するお問合せ先 総社市役所 総務部 契約検査課 TEL(0866)92-8285

## 雇用保険加入・保険料等納付 証明願

令和 年 月 日

岡山 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

住	所
名	称
代表者	名

当事業場が、雇用保険に1,のとおり加入し、納付状況は2,のとおりであることを証明願います。

1,	労働保険番号 -	府県		所掌	管	轄	基幹番号						香	号	保険関係	
				3											雇用	
															雇用	
															雇用	

2,	保険料	未納の有無	
	雇用保険	有・無(但し、納付期日の到来していない保険料は除く。)	

3,		□ 求職者支援訓練認定	
	使用目的	□ 建設業許可申請	
	使 用 目 的	□ 入札参加資格審査	
		□ その他 (	)

(使用目的欄の該当の□に✔を付けるとともに、労働保険番号を記入してください。)

上記事業場については、雇用保険に加入し、保険料納付状況は2,のとおりであることを証明します。

岡山 労働局労働保険特別会計歳入徴収官



- ※ 証明願は、同一のものを2部(交付用と労働局控用)持参してください。
- ※ 請求先は、岡山労働局(<u>労働基準監督署、公共職業安定所は「不可」</u>)で、持参・郵送・照会先は次のとおり。

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第二合同庁舎

岡山労働局労働保険徴収室 電話(086)225-2012

- ※ 郵送による請求は、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、労働局に送付してください。
- ※ 令和3年1月より申請者の押印は不要としています。

## 記入例

## 雇用保険加入・保険料等納付 証明願

令和●●年●●月●●日

岡山 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

住	所	総社市中央一丁目1番	1号	
名	称	株式会社 総社		
代表	者名	代表取締役 総社 太郎	<b>邓</b>	甲印不要と よりました

当事業場が、雇用保険に1,のとおり加入し、納付状況は2,のとおりであることを証明願います。

1,			府県   所   管轄					基幹番号							号	保険関係
	労働保険番号	3	3	3	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	雇用
																雇用
																雇用
-																
2,	保険料									Ī	卡紗	9の	有無	Ή.		
	雇用保険						٦	の	檌		は		記	.入	\7	下要
-																<u>.</u>
3,	使用目的			建調	2業 1.参	許加資	可申	練 請 審 <sup>了</sup>								)
	(使用目的欄の該当の□に	ノを	一	ける	とと	: 51	こ、	労賃	保	食番	号を	記力	して	てく	ださ	<u> </u>

上記事業場については、雇用保険に加入し、保険料納付状況は2,のとおりであることを証明します。

岡山 労働局労働保険特別会計歳入徴収官

証明日付印

- ※ 証明願は、同一のものを 2部 (交付用と労働局控用)持参してください。
- ※ 請求先は、岡山労働局(<u>労働基準監督署、公共職業安定所は「不可」</u>)で、持参・郵送・照会先は次のとおり。

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第二合同庁舎

岡山労働局労働保険徴収室 電話(086)225-2012

- ※ 郵送による請求は、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、労働局に送付してください。
- ※ 令和3年1月より申請者の押印は不要としています。